

追良瀬内水面漁業協同組合内共第3号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、追良瀬内水面漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	竿の長さ 10m 以下

2 当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日～10月31日

やまめ	4月1日～9月30日
いわな	同上
うぐい	1月1日～12月31日

2 追良瀬川河口から上流オサナメ川合流点の区域にあつては、4月1日から6月30日までの間は水産動植物を採捕してはならない。

(禁漁区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種について、イ欄に掲げる区域内においてそれぞれウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ、 やまめ、 いわな、 うぐい	1. 国道101号線追良瀬橋上流端から河口まで	1月1日 ～12月31日
	2. 上切堰堤・濁水堰堤上下流50m区間内	同上
	3. オサナメ川全流域	同上
	4. (株) 東北電力追良瀬ダム上端から上流の追良瀬川本支流域	同上
やまめ	追良瀬川のうち、西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎六十番地二号地先の追良瀬橋上流端から上流の東北電力株式会社大池第一発電所追良瀬えん堤の下流端に至る間の本支流の水面	同上

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	1 5 c m
や ま め	1 5 c m
い わ な	同 上
う ぐ い	同 上

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小・中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。ただし、第2項のただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	竿 釣	1日500円・年5,000円
や ま め	同 上	同 上
い わ な	同 上	同 上
う ぐ い	同 上	同 上

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 追良瀬内水面漁業協同組合事務所 (深浦町大字追良瀬字広野120)
- (2) 福沢商店 (深浦町大字追良瀬字塩見崎280番地1号)
- (3) 竹浪釣具店 (弘前市大字種市高瀬1番地2号)
- (4) ファミリーマート深浦関店 (深浦町大字関字豊田10番地1号)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域

- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際して、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際して、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、第5条に掲げる場所において川底を攪はんしてはならない。

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。